

文化振興基金条例

平成三年三月二十二日
条例第一号

改正 平成 八年 三月二二日条例第一〇号
平成二三年 七月一九日条例第四二号

文化振興基金条例をここに公布する。

文化振興基金条例
(設置)

第一条 次に掲げる目的のために必要な財源を確保するため、文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 一 文化の振興
- 二 あいちトリエンナーレの開催及びその開催の目的に資する活動に対する支援
(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
(運用)

第三条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。
(繰替運用等)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。
(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条に規定する目的のために必要な財源に充て、又は基金に繰り入れるものとする。
(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する目的のために必要な財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十二日条例第十号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月十九日条例第四十二号）

- 1 この条例は、平成二十三年七月十九日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の文化振興基金条例第二条の規定により文化振興基金に積み立てられている資金については、改正後の文化振興基金条例第六条の規定にかかわらず、処分することができない。